下水道施設維持修繕共通仕様書

（総則）

第1条　本業務は、岡山市公共下水道埋設指定区域内の維持修繕であって、本仕様書のほか岡山市契約規則、岡山市土木工事共通仕様書、修繕契約書、修繕数量総括表その他関係法規等に基づき、本市係員（以下「係員」という。）の指示に基づき計画し、指示日より概ね１か月以内に作業しなければならない。

なお、係員には下水道河川局下水道施設部下水道管路保全課職員をもってこれに充てる。

（作業内容）

第2条　受注者は、下記により公共下水道施設の修理、清掃等の維持修繕業務を行うものとする。

（１）作業については、係員からの指示に基づき計画的・定期的に行うこと。

（２）本業務のうち陥没修繕については緊急対応とする。

（３）業務実施にあたり、必要に応じて周辺住民に協力依頼と業務内容の周知を図り、関係法令を遵守し作業をすること。

（４）作業完了後は速やかに担当者に報告書を提出し、確認を受けること。

（緊急作業）

第3条　（１）係員から緊急作業実施の指示があった場合は速やかに対応するものとする。

（２）緊急対応にあたっては、交通規制等について必要に応じて関係機関及び地元住民等への周知・連絡を図ること。

（３）本業務に含まれない作業で緊急対応指示があった場合は監督員の指示に従い速やかに対応すること。ただし、作業内容によっては作業に要する費用は、別途協議するものとする。

（作業体制）

第4条　（１）計画的・定期的に行う作業については、平日の９時から５時までを標準とする。

（２）緊急作業については、通常の業務時間内であれば、その場所に概ね１時間以内に到着できる体制を整えること。夜間又は休日の業務時間外でも概ね２時間以内に現場に到着できる体制を整えること。

（資格）

第5条　（１）受注者は現場責任者・主任技術者を定め、書面により本市に届け出るものとする。

（２）現場責任者は作業現場に必ず常駐するものとする。

（３）酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧 第二種酸素欠乏危険作業主任者）の資格を有するものとする。

（４）土木施工管理技士２級以上（もしくは実務経験１０年以上）の資格を有するものとする。

（５）現場責任者・主任技術者は、これを兼ねることができる。

（６）現場作業中に緊急対応が発生した場合には、係員と協議し対応すること。

第6条　道路上で修繕作業を行う際には、管轄の警察署に道路使用申請書を提出すること。緊急作業で道路使用申請書が事前に提出できない場合は、後日提出すること。また、道路上での作業の際には交通誘導員を適時配置すること。

（作業器具）

第7条　業務履行に必要な機器、工具等は必ず受注者が用意するものとし、これら作業機器は日常点検し、作業に支障のないよう整備しておくこと。

（使用材料）

第8条　（１）業務履行に必要な材料については、本市からの材料支給とする。

（２）材料支給が必要な場合は、必ず係員に報告し材料管理アプリで在庫確認後に必要事項を入力すること。

（作業中の安全確保）

第9条　（１）受注者は、作業中、交通事故その他の事故が発生しないよう十分注意し、また、それを未然に防止するよう万全の措置（作業場所周辺の調査・確認安全保護具の着用等）を講じなければならない。万一事故が発生した場合は受注者において一切の損害を負担するものとする。

（２）既供用下水道施設内（管路内、人孔内等）で作業する場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を持つ者を配置し作業を行うこと。

（３）合流区域における下水道施設内作業については、雨天時には作業を行わないこと

（提出書類）

第10条　（１）作業についての指示は作業打合簿（様式 2）により行うものとする。受注者は、作業実施に当たり作業打合せ簿を基に作業計画書を作成し提出すること。なお、緊急を要する作業については下水道河川局下水道管路保全課より送付する緊急作業用打合簿（様式 3）によるものとする。

（２）受注者は出来形として作業計画書に対する出来形管理、写真等を提出すること。また、緊急作業については係員から指示される緊急作業用打合簿（様式 3）に対する報告書、出来形管理及び写真等を提出すること。

（３）報告書には、作業日時・作業場所・作業内容・使用材料その他報告事項等を記載すること。

（４）緊急作業用打合簿（様式 3）に対する報告書は、作業完了後に速やかに提出し、確認を受けること。

（中間払い）

第11条　（１）修繕の完了前に出来形部分に相応する修繕料額の 10 分の 9 以内の額について、中間払いを請求することができる。ただし、修繕期間の内 1 回を超えることができない。

（２）中間払金の額は、次式により算定する。この場合において前項の修繕料額相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

中間払金の額≦設計出来高金額（税抜き）×当初契約金額（税抜き）／当初設計金額（税抜き）×９／１０＋（消費税及び地方消費税相当額）

（業務期間）

第 12 条　本業務の業務期間は、契約日から令和　9 年 3 月 31 日までとする。